

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成23年5月31日

政策	都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）		
担当課	都市・地域整備局下水道部下水道企画課	担当課長名	長田朋二
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令案（仮称）</p> <p>【関係条項とその内容】 公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能なものを定めること（都市再生特別措置法施行令第5条）</p> <p>② 規制の目的 官民の連携を通じて都市の国際競争力を強化し都市の再生を実現することを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 -</p> <p>b 関連する施策目標 -</p> <p>c 関連する業績指標 -</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 -</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 -</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【規制の緩和】 下水の取水等の許可を受けた事業者が公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入しても良いものとして、下水熱を利用する設備の管理上必要なものを定める。</p> <p>⑤ 規制の必要性 下水熱を利用する設備は、微細な管を有する熱交換器等が含まれており、これらの管の閉塞を防止するため、事前に不純物を沈殿除去する凝集剤を添加することが設備の維持管理上必要となることが想定される。 他方、多種多様な凝集剤のうち強酸性・強アルカリ性のものは、下水処理場の活性汚泥への悪影響や、下水道施設の材料であるコンクリート等への劣化作用など、下水道施設の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが考えられる。流入させる下水には下水の排除に係る水質規制がかからず、不適切な凝集剤を除外することを政令で規定する必要があるが、支障の程度が許容しうる範囲であるかどうかは、凝集剤の種類で一律に定めることは困難であるため、公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものに限ることとするものである。</p>		
想定される代替案	公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能な物を定めない。		

<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 当該政令の内容は規制の例外を定めるものであり、追加の遵守費用は生じない。</p> <p>b 行政費用 公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがない凝集剤を判断するのに要する費用</p> <p>c その他の社会的費用 特になし</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 凝集剤が使えないため、許可事業者の事業手法に制約が生じる。</p> <p>b 行政費用 公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがない凝集剤の判断に要する費用が不要となるため、追加の行政費用は生じない。</p> <p>c その他の社会的費用 特になし</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可事業者の事業手法に幅が出るため、法の趣旨に合致する公益性の高い事業の実施可能性が高まる。</li> <li>・ 凝集剤を公共下水道管理者が認めたものに限定することで、許可事業者が下水道施設の維持管理上、公共用水域の水質保全上望ましくない下水を排水施設に流入させることを未然に防ぐことができる。</li> </ul> <p>② 代替案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能な物を定めないため、許可事業者の事業に制約が生じ、法の趣旨に合致する公益性の高い事業の推進が限定される。</li> </ul>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>本案については、行政費用が一定程度発生するものの、これらの措置を講じることにより、官民が連携して下水熱を利用する設備を有する熱供給施設等の整備を推進し、省エネルギー・省CO2の観点から建築物の環境性能を向上させ、環境意識の高いグローバル企業等の誘致等により都市の国際競争力の強化が図られ、都市の再生が実現されることから、便益が費用を上回っていると考えられる。</p> <p>一方、代替案については、下水熱を利用する設備を有する熱供給施設等の整備が十分に進まないこととなるため、都市の国際競争力の強化を図ることが困難となる。したがって、本案は代替案よりも優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>特になし</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>法附則第7条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされているため、法の事後評価と合わせて平成28年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>① 規制の有効性 官民が連携して市街地の整備を推進し、海外から企業・人等を呼び込むことにより都市の国際競争力の強化が図られ、都市の再生が実現される。</p>